発達障害サービス局 コミュニティ異議申し立て解決室 (Office of Community Appeals and Resolutions)

最終審決再審請求

審議後に、あなたまたは地域センターは「再審の要請」を行うことができます。再審の要請は、審決において 事務的な誤りを訂正、または事実や法律の誤りを訂正する方法です。また、これには拒否された審議官の資格 を剥奪する要求の再審が含まれる場合があります。これらは、再審の要請で対処できる唯一の要因です。**審決** を受領してから15日以内に再審の要請を行ってください。

また、最終審決に署名した人、最終審決の写しを入手した人全員に、この要請書の写しを送付する必要があります。相手方は、本申請を支持または反対する書面を提出することができます。裁判の前に再審を行うことは必須ではありません。

再審に関する情報

DDSシステム追跡番号:	
OAHケース番号:	
最終決定が下された対象者(原告)の氏名:	
地域センター:	
最終審決日:	
<u> </u>	
再審を求める具体的な理由を述べてください(該当するものすべてにチェックを入れてください)	
□ 事実または法律上の誤り の訂正	1. 何ページの何行目に誤りがあり、どのような訂正が必要ですか?
□ 決定の事務的な誤り	1. 何ページの何行目に誤りがあり、どのような訂正が必要ですか?
□ 審議官が自ら資格を放棄 しないと決定したこと	 1. 審議の際、または審議の前に、審議官に自ら資格を放棄するよう求めましたか? □ はい □ いいえ 2. 「はい」の場合、審議官が公平・公正に対応し得なかった理由は何ですか?
申請者の署名: 日付:	
□ 原告、未成年の子の親、正式な代理人、保佐人、後見人、または弁護士 □ 地域センター	
上記の空欄に署名と日付を記入してください。手書きまたは電子的に署名することができます。氏名を入力する	

ことで、このフォームに電子的に署名したものとみなされます。